

上富良野町議会の映像配信に関する規程

(令和 7 年 5 月 30 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、上富良野町議会（以下「議会」という。）を広く町民に公開し、より開かれた議会を推進するために行う会議のインターネットによる映像配信の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 映像配信 議会が行う会議の映像及び音声を記録し、インターネット上で公開することをいう。
- (2) ライブ配信 開催中の会議の撮影と同時にインターネット上、又は庁舎内のモニターテレビで公開することをいう。
- (3) 録画配信 映像及び音声データを編集後、後日インターネット上で公開することをいう。

(映像配信の種類)

第 3 条 映像配信の種類は、ライブ配信及び録画配信とする。

(映像配信の実施)

第 4 条 映像配信を行う会議は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 102 条第 1 項に規定する定例会及び臨時会の本会議とする。ただし、法第 115 条第 1 項ただし書の規定により秘密会とされた本会議の映像配信は行わない。

2 録画配信を行う場合であって、当該録画配信に係る映像の中に次の各号のいずれかに該当する部分に限り録画配信を行わないものとする。

- (1) 議長が取消しを求めた発言
- (2) 上富良野町議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号。以下「会議規則」という。）第 64 条の規定により取り消された発言
- (3) 休憩中の映像及びその音声
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、議長が録画配信を行わない特別な理由があると認めた映像又は音声

3 録画配信したものは、当該会議が終了した日から 1 年間保存する。

(映像配信の内容等)

第 5 条 映像配信は、原則として会議の開会から閉会までとする。

(映像配信の中止)

第 6 条 議長は、不測の事態、事故等やむを得ない事情があると認めるときは、映

像配信を中止することができる。

(映像配信に関する権利)

第7条 議会は、映像配信について予め申し合わせをすることにより、文書、画像及び音声に関する権利を議会に帰属する。

2 映像配信の内容を使用する場合は、許可を得るものとする。

3 前2項の規定は、その旨を町のホームページに明示するものとする。

(免責)

第8条 議会は、映像配信を利用したこと又は映像配信の情報を使用したことによる損害の発生について一切の責任を負わない。

(映像配信の位置付け)

第9条 映像配信は、法第123条及び会議規則第16章に規定する会議録とはならない旨を町のホームページに明示するものとする。

(庶務)

第10条 映像配信に関する庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、映像配信に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。